

ひとりで悩まないで相談してください。

電話による人権相談窓口



人権問題に関する相談(全般)

- **みんなの人権110番(法務局)**
0570-003-110
- **大阪法務局富田林支局(人権擁護委員)**
0721-23-2432
- **(一財)大阪府人権協会**
06-6581-8634
- **千早赤阪村役場住民課**
(千早赤阪村人権協会事務局)
0721-72-0081(代表)

子どもの人権に関する相談

- **子どもの人権110番(法務局)**
0120-007-110(全般)
- **児童相談所虐待対応ダイヤル(子ども家庭庁)**
189(24時間)
- **夜間休日虐待通告専用電話**
072-295-8737
- **子どもの悩み相談フリーダイヤル(子ども専用)**
0120-7285-25(24時間)
- **すこやかホットライン(子ども専用)**
06-6607-7361

インターネット上の人権侵害に関する相談

- **大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談「ネットハーモニー」**
06-6760-4013
(月～土16時～22時、第2日曜13時～18時)

女性の人権に関する相談



- **みんなの人権110番(法務局)**
0570-003-110
(自動音声ガイダンス1番)
- **ドーンセンター(府立男女共同参画・青少年センター)**
06-6937-7800(全般)
- **大阪府女性相談センター**
06-6949-6022(全般)
06-6946-7890(夜間・祝日DV電話相談)
- **富田林子ども家庭センター**
0721-25-2065(DV)
- **富田林警察署生活安全課**
0721-25-1234(DV)
- **大阪府労働相談センター**
06-6946-2601(セクハラ)
- **ストーカー110番(大阪府警察)**
06-6937-2110(24時間)
- **性犯罪被害110番(大阪府警察)**
0120-548-110(24時間)

外国人の人権に関する相談

- **大阪府外国人情報コーナー**
06-6941-2297(相談・生活情報)
- **外国人のための人権相談所**
0570-090-911



その他の人権に関する相談

- **大阪自殺防止センター**
06-6260-4343
- **大阪府こころの健康総合センター**
06-6607-8814
- **大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさか**
06-6966-1313
- **ハンセン病回復者支援センター**
06-7506-9424
- **大阪被害者支援アドボカシーセンター**
06-6774-6365

女性の人権

互いに人権を尊重し
一人ひとりが輝きながら
共生する社会へ



千早赤阪村人権啓発パンフレット

(法務省委託事業)

発行 | 千早赤阪村/千早赤阪村人権協会
住所 | 〒585-8501
大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地
電話 | 0721-72-0081
FAX | 0721-72-1880

千早赤阪村ホームページ
(女性のための相談窓口)





男女が共に社会のあらゆる分野に参画できる社会へ

長年にわたり人々の価値観の中に根付いてきた、性別によって役割を固定的に捉える考え方は、男女が対等に参画できる社会を築く上で、大きな課題となっています。

しかし近年では、長時間労働を前提とした従来の働き方から離れ、家庭や地域活動に積極的に関わる男性も増えてきました。性別にとらわれることなく、仕事でも、家庭でも、地域社会でも、あらゆる場面で、一人ひとりが自分らしく生きられる社会の実現が求められています。

また、配偶者やパートナーからの暴力(DV)をはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売春やストーカー行為など、女性に向けられる暴力は深刻な社会問題となっています。インターネットを含むメディアの中で、女性の尊厳を傷つける性的・暴力的な表現が増えていることも懸念されています。こうした状況を踏まえ、教育、職場、メディアなど、あらゆる場面において、女性の人権を大切にす姿勢がより一層求められています。

ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、デートDVなどが社会問題となっています。その被害者の多くは女性です。皆さんの周りで、困っている方はいませんか？

ドメスティック・バイオレンス(DV)



配偶者など親密な関係にある、またはあったものから振るわれる暴力(身体的・精神的・社会的・経済的・子どもを巻き込んだ暴力)を言います。

セクシュアル・ハラスメント

例えば

- ①「彼氏(彼女)いるの?」「付き合っている人は?」などプライベートな関係を詮索する。
- ②同僚から交際を求められ、断つたら仕事上の嫌がらせをされた。
- ③必要なく髪、肩などを触る。手を握る。
- ④性的な会話や冗談を言う。



妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント



例えば

- ①上司に妊娠を報告したら、「辞めてもらうしかない」と言われた。
- ②育児短時間勤務をしていたら、「迷惑だ」と言われた。
- ③妊婦健診のための休暇を認めてもらえない。

デートDV

交際相手からの暴力のことで、「なぐる・ける」だけが暴力ではなく、強い束縛で恐怖心を与えたり、心を傷つけることなど、相手を思い通りに支配しようとする言動や態度のことで。



※男性も女性も、加害者にも被害者にもなり得る問題です。また、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当します。



困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱えている女性のための相談窓口を設置しています。一人で悩まず、ご相談ください。相談先は裏面をご覧ください。